

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.36 2013年 7月 発行

〒300-2667 つくば市中別府 5 9 1 - 7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

日本原電東海第二原発再稼働の動きについての抗議声明

筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会 世話人会

2013年7月18日

日本原電東海第二原発は、1978年11月営業運転に入った沸騰水型・定格出力110万KW、日本初の大型原子力発電施設です。30年とされてきた耐用年数を既に5年超えています。日本原電が東海第二原発にフィルター付きベント設置と敷地の防潮堤建設工事に着手したことに對し、東海村村上達也村長が先月6月26日、日本原電社長宛てに抗議文を手交したことを新聞が報じました。工事は6月18日に始まっていましたが、村長がその事実を知ったのは、原子力規制委員会が『新規規制基準』を発表した6月19日以降でした。村長は「再稼働に向け、鍵となる重大な工事」を一方的に行った行為で、「(地域住民との)信頼関係を損なう、極めて陰湿な不法と言わざるを得ない」と断じ、工事中止を求めました。

2011年3月11日の大地震とその後に襲来した大津波の被害を知り、商用原子力発電施設の持つ危険性を認識し、茨城県民の多くが茨城県東海村にある発電商用原子炉施設、東海第二原発について、その廃炉を要請しました。30万人を超える署名がその意思を示しています。東海第二原発は、東電福島第一原発で発生したような炉心溶融・大量放射能放散事故という大事故をひきおこすことは、幸い、ありませんでした。しかし私達は東海第二原発がそれ等と同じ事故の危険に直面し、辛うじてそれを免れていたことをすぐ後で知りました。筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会ニュースが2011年6月の時点の認識を伝えています(ニュース No.28、2011年8月、岡田安正氏『東海第二原発は福島と“紙一重”だった(2011年6月21日)』参照)。私どもは、事故後、早くから東電福島第一商用原発事故について、議論を重ね、核分裂反応に依る原子核エネルギー利用の困難(制御の困難さと使用済核燃料の処理技術の困難)を考え、これと共存することが出来ないことを知り、日本国が原子力発電に依拠するエネルギー政策から転換すべきであるとする考えと要請を表明しました(同ニュース「福島第一原子力発電事故に対する見解(2011年7月21日)」)。

県庁所在地・水戸市はこの施設から20Km圏内にあります。東海第二原発施設に大きな事故が発生すれば、水戸27万市民と周辺自治体住民が直接その被害の中に巻き込まれます。70Km離れているとはいえ、20万市民のつくば市も直接放射能拡散の被害を受ける事を東電福島第一原発の事故で体験しました。このような事態に県民を置きながら、茨城県知事は政府の施策を待つばかりで、未だに原発に対する態度を明確にしていません。知事は県民の安全を第一に考え、対応を明確

にすべきです。つくば市に於いては、政府の定めている規制圏外にあるとして、未だに、原発災害対策を全く行なっていません。私達は大きい危惧を感じています。

原子力規制委員会が公表した新規制基準に則して原発の危険と我々の生活の安全を考える事が強いられています。この規制は災害が発生した場合における規制を定めている面が強いと私達は考えます。炉心溶融事故を経験しながら炉心構造の安全性については言及されておらず、また、立地要件の敷地内断層調査に関しては、私達が知らされている限りにおいても、調査の進め方及び調査結果の評価において納得できるものではありません。従って、規制委員会の新規制基準が、決して、事故を未然に防ぎ、商用原子力発電施設の安全性を定めた規制となっていないこと、そして、再稼働を前提にした規制基準と評されるものになっていることを、改めて、ここで指摘しておかなければなりません。

このような新規制基準に対してすら、日本原電が規制委員会の公表に先立ち、地域住民に対する一切の説明を行わないままに再稼働準備に入ったことは相互の信頼を損なう背信行為です。住民の理解を得ないままに自社の経営方針の下、東電福島事故に学ぶことなく、新基準発表を待たずに再稼働工事を着工したことの意味について、村上村長は「貴社が窮地に立っているとしても策を弄して何が残るか」と悲痛な問いかけを発しておられます。災害の齎す壊滅的な実態を知りながら、なお且つ、企業経営の都合の上のみ立ち、非人間的・非社会的な行為を行う企業の横暴を黙過することは許されません。このことは、日本原電のみならず、日本国にある全ての原発と電力会社について言える事です。

このような現状を招来したのは、日本国歴代政府、とりわけ、1950年代の原発導入以来原発立国を唱え、国策として施策してきた自民党政府に最大の責任があります。東電福島第一原発事故が未だ収束せず、災害復旧が等閑に付されたといわれざるを得ないままで、事故原因を不測の津波としてそれにすべてを押し付け、真の事故原因解明がなされないままに再稼働を進める現政府は、最大の責任を負わねばなりません。

私達は日本原電の相互信頼を欠いた行為に対し抗議し、日本原電が東海第二原発再稼働の動きを停止し、それを廃炉にすることを要請します。日本国政府は国内全原発について、それ等の稼働・再稼働停止を指示し、全原発廃炉の途を歩むことを要請します。強い意志と展望を持って政治的決断がなされるべきです。それが東電福島第一原発事故を招来した責任を全うする途であると考えます。

廃炉署名に集約された茨城県民の意思と東海村村上達也村長の闘いに励ましを得、私達は再稼働を阻止し、廃炉実現の運動に連帯します。私達は茨城県知事がその運動の先頭に立っているべきであると思います。東電福島第一原発事故以降も、あたかも容認・推奨してきたかのような県知事の対応が批判されます。茨城県知事が商用原子炉の持つ危険性に対して当該自治体の首長として、明確な対応を示すことを要請します。茨城県知事が東海第二原発再稼働の動きに対して、県民の要請に従って、その停止と廃炉の要請を日本原電に伝える事を要請します。

最近日本国現政府が、国内関連企業と共に、国外に原発輸出を積極的に進め、東欧・アジアに於いて既に輸出協定締結に至ったと報じられています。国内原発全停止・廃炉の要請に真っ向か

ら反するばかりか、国外に於いても無責任な商行為の片棒を担ぐことに抗議します。私達がこれを看過することは、地球規模の共同体構成員としての責任を放棄するものです。私達は政府及び関連企業に対して原発輸出の停止を要請します。



もし東海第2原発で事故が起こっていたら・・・!

原子炉事故の原因究明も進まないなか、安倍政権の後押しで原発再稼働の流れが加速しており、電力4社に続いて日本原電も東海第2原発の再稼働を申請する方針を示しています(朝日新聞2013.7.12)。新たな規制基準自体、炉心構造の安全性についての規定が無いなど、はなはだ不完全なものといえるでしょう。特に老朽化した原発では炉心構造体の経年劣化の影響を無視することはできません。例えば、金属材料が長年の中性子照射によって欠陥が導入され脆くなることは良く知られています。もし炉心が破損すれば当然放射能は外

部に拡散します。ここでは、第2原発を中心にした同心円地図に福島第1原発による事故後9ヶ月に測定された放射能汚染の広がりを重ねた「仮想的放射能拡散図」を作成してみました。

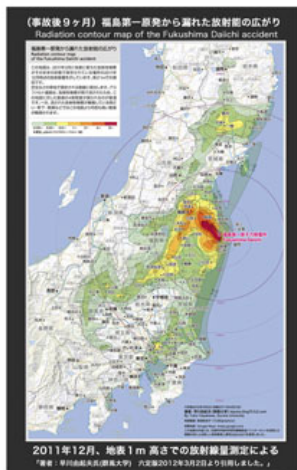
目先の経済効果と大企業経営者の意向にしか思いが至らず、基本的な科学的知識もなく、将来を見通す洞察力とほんの少しの想像力さえも持ち合わせていない政治家集団と「権力の監視」の役割を放棄し、適切な判断力を失ったマスメディアの存在はとても危険です。

(2013.7.14 上原 満)

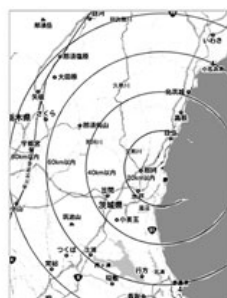
もし東海第2で福島第1と同じ事故が起こったら !!

仮想放射線汚染分布図

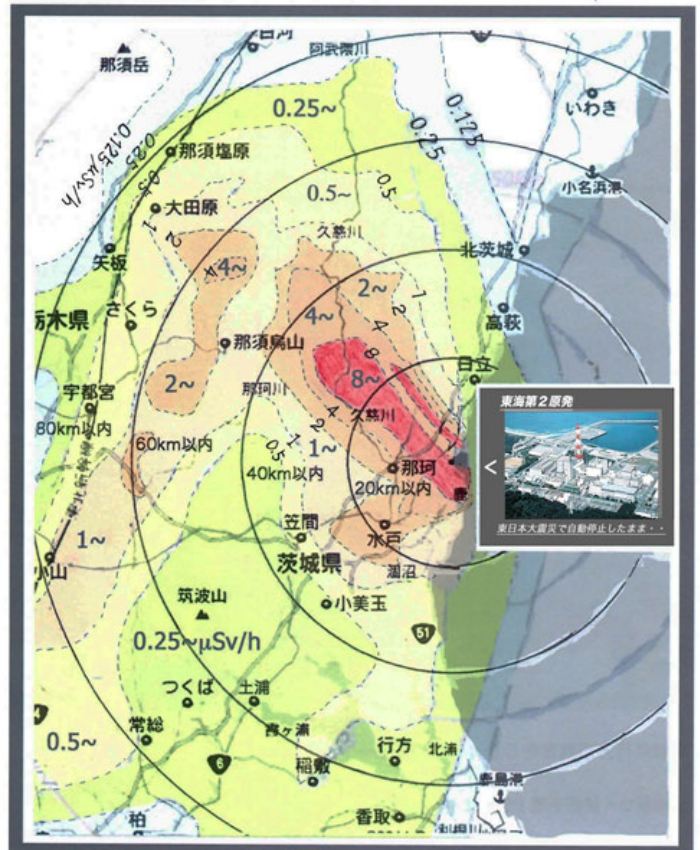
放射能汚染の広がり地形、気候、とりわけ風向きに強く依存する。福島原発事故発生当時、風は概ね内陸から太平洋側に吹いていてほとんどの放射性物質は海上へ抜けていた、との話も伝わっている。もし、風向きが変わっていたら汚染分布は全く違っていただろう。



放射能汚染分布図 (事故後9ヶ月)
「早川由起夫氏 (群馬大学)」



「研・学9条ニュースNo.28より」
東海第2原発の20km圏内には水戸市のほぼ2/3が含まれる。土浦市、つくば市も54kmのところにある。



オバマ提案と『核兵器運用指針』(2013年6月)

高松邦夫

6月19日、オバマ大統領はベルリンでロシアとの核兵器削減交渉に入る意向を表明した。この提案はホワイトハウスが同日公表した、11年ぶりの改定になる、『核兵器運用指針』に基づいている。“核兵器削減”は世界の平和的生存にとって、一般的に言って勿論、歓迎すべきことであろう。しかし、注意すべきは、如何なる削減提案も“核兵器廃絶”に向けて効果的に働くとは限らず、むしろ、そのようにはならないことがあることも知らねばならない。オバマ提案には、残念ながら、後者の危険性があると思える。実際、ロシアはこの交渉呼びかけに対して、同日、詳細が不明であるが、“戦略的均衡を壊す”ものとして提案拒否を、即、表明している。同時に発表された、『核兵器運用指針』の語っていることがオバマ大統領の提案と共に重要である。それらの全文が未が入手できず、演説要旨と指針に対する各新聞の評論(赤旗25日、赤旗主張29日、毎日・読売・共同・時事通信・沖縄タイムス・ワシントン時事・産経の web site)を手元で参照できるに過ぎない。伝えられる情報の限りで、以下に問題を見る。

報道している新聞の多くが見出しに「民間の被害を最小限化目指す」を掲げて、それに評価を与えている。しかし、この見出しに示されたことだけからも、それは反面で、オバマ提案の本質が核戦争の勃発をも想定せざるを得ないとしている事にあると知れる。このことは、オバマの演説の中で、「削減しても(米国とその同盟国をまもるに)十分強力な核抑止力を保持する」と述べたこと、及び、「極限状況で米国や同盟国の死活的な利益をまもるためのみに核兵器使用を検討する」と述べたことと併せ見て、単に非戦闘員巻き

添えを最小にするという言葉以上に、核兵器使用の可能性を公式に述べおり、核兵器使用の危機と必要性を現実のものとして考えていることを語っている。今の時点に到っても、米国が核先制不使用を明確に確約していないことと併せ、オバマの演説は明らかに核廃絶の途を、一層、逆走していることを示したものと、我々に、教える。新聞はこのことを全く語らない。そもそも、核保有に依る抑止という考えは核兵器使用を、その先制攻撃を含め、必然的に内包している。今回の1/3削減が、幾らかでも、この核攻撃の危険を解消するというのであるのならば評価の余地を残すが、この提案は、新STARTに抛って、2018年までに1550発の核弾頭数に迄縮減するという2011年2月5日、米・口間で結んだ第4次戦略核兵器削減条約で約束した核弾頭の数、2/3の1000発まで更に縮減したに過ぎず、この1000発の数の核弾頭でさえ世界を数十度に亘って破壊するに十分である。世界の核軍事戦略にとって、この1/3縮減という数は意味を持たない数値であることは明白であろう。実際、(赤旗の報道によると、)オバマ演説がなされたのと同じ日、米ヘーゲル国防長官は、

- ①いつでも使える信頼できる核抑止力の維持
- ②核攻撃の(運搬の)三本柱、爆撃機・大陸間弾道ミサイル・弾道ミサイル潜水艦保持
- ③核兵器の安全性と有効性の確保を演説している。

戦略的に一層の“攻撃力”増強を謳っている。『核兵器運用指針』においては、恐るべきことに、その主要目的の中に、『抑止が失敗する場合に備える事』を新たに加えていると言われる。

通常兵器による抑止力の代替計画を謳っているが、これは『米軍の前方展開や効果的な弾道ミサイル防衛などが抑止に大きな比重を持つ』と述べられていることに相応するようであ

る。このことは決して新しい考えではない。それと併せて、国防長官の述べている『いつでも使える信頼できる核抑止力の維持』の持つ意味が、一層、現実的な脅威であろう。

米国オバマ政権は、政権担当以来この数年の間に、数次に亘る未臨界核実験を実施している。2010年9月15日に第一回未臨界核実験を行い、以来、2010年12月、2011年2月、2012年5・6月、2012年12月6日と、少なくとも、5回を重ねている。未臨界核実験については当局者の発表をまたなければ実験実施の事実とはつかめない。2013年以降更に実施されているか否か不詳である。第一回から第五回の実験について第2回と第3回に対しては一つの抗議で、計4回に亘って、KEK九条の会は駐日米大使館に抗議の意思を示した手紙を出し、私達の意味を米国大統領に伝えて頂くよう要請した。最初の抗議と最後の抗議に対して、大使からではないが、大使館参事官から返書が届いた。抗議文に対して返書が齎されるのは、日本国では経験がなく、なかなか得難いことであった。

第一回未臨界核実験実施を知って私達が発した抗議、「米政府が実施した未臨界核実験に抗議する(2010年9月15日)」に於いて、「核兵器は、今や、維持・開発の対象でなく、解体・廃棄の対象以外の何ものでもなく、「(その年)5月、ニューヨークにおいて開催されたNPT再検討会議は、核兵器を廃絶しその具体的途筋を整えることを、全会一致で、採択し」、「(米)国政府も、勿論、(それに)同意したこと」、そして、未臨界核実験がその途にも背いていることを指摘して、「再びこのような行為を行わないことを要請」し、「それと同時に核廃絶の大道に立ち戻り、核保有国の責任を果たすことを要請」した。筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の

会世話人会も同様の趣旨の抗議文を発した(2010年10月14日)。

KEK九条の会の抗議に対して、米大使館参事官ロバート・ルーク氏からの返書(2011年1月11日)は、「この実験は“核兵器を保有する限り我々は、核爆発実験を行わないで、それ等の安全・保安・有効性を保たなければならない”ことを述べたオバマ大統領のプラハ演説を支えている」、「核兵器貯蔵庫は引き続きその規模を縮小しているが、その安全・保安・有効性にとって実験は不可欠である」、そして「この実験では核爆発は起こらない」と述べている。

核兵器を持つ限り、そして、それ等の安全・保安・有効性を保たなければならないと言う限り、核廃絶の途に立つことはできない。米当局の「返答」は、明らかに、「抗議」に於いて述べた問題点に答えておらず、焦点を外している。しかも、安全・保安・有効性のためという言葉には、“性能改善”と言う目的を隠している。また、私達が指摘した、核保有大国の責任ということに関して何も語っていない。唯一の言訳が、包括的核実験禁止条約によって、国際的に禁止されている地下核爆発実験ではなく、連鎖反応に依る爆発を伴っていないということだけになっている。

2009年プラハでオバマ大統領が行った演説を引き合いに出しているが、オバマ大統領は此処で核保有国としての責任について言及していることを私達は知っている。オバマ大統領の述べた言葉「二十世紀に於いては自由のために闘い、二十一世紀には恐怖の無い世界に住む権利のために共に歩まねばならず、核兵器を使用した唯一の国としての責任と、そし

て、核保有大国の責任を自覚しつつ、核の無い世界の実現に向かって努力する道義的責任がある」と述べた言葉に私達は共感して、拍手を惜しまなかった。未臨界核実験は、ルーク氏の返書にも拘わらず、オバマ氏が語った言葉にも反し、核廃絶の大道から外れ、世界の諸国民の願いに背いている。

度重なる米国未臨界核実験実施に際して、KEK九条の会は、その度に抗議の意を示して、翻意を促さざるを得なかった。第5回実験実施に対して在日米国大使、ジョン・ルース氏に送付した抗議文とそれに対する返書はそれまでの経緯を語っている。第5回未臨界核実験実施に際して、私達は-度重なる実験実施に大きな憤りを感じていること、-実験実施は核廃絶の大道を踏み外していること、-国際条約の禁止条項でないことが言訳にはならないこと、-オバマ氏がプラハで表明した核廃絶の大義に背き、それを投げ捨てていること、-核保有大国の責務を放棄していることを述べ、抗議し、核廃絶の大道に立ちもどることを強く要請した(2012年12月6日)。この要請に対しては、3ヶ月後に、駐日米国大使参事官口バー

ト・ルーク氏から返書が届き、再びオバマ大統領のプラハ演説を引用し、一連の実験が無事終了したことを告げている。残念ながら、内容は第1回実験抗議に対する返書の全くの繰り返しであり、ただ新たな点は、実験終了を宣していることであろう。そして、このことが、今回の1/3縮減案を提案する技術的基礎を造ったのであろう。

1/3縮減案は、上述のように、“核抑止力”を全く損なうことなく、単なる技術的・経済的対処でしかなく、核廃絶の歩みの上に考えられたことではないことが明らかである。先に書いたが、縮減は、一般に、歓迎されるべきことであろう。しかし、それはより激しい軍備増強競争を招来しないという前提の上にこそ成り立つものであって、一方だけの“改良・改善”処置の結果、それが逆に他方に、負の効果を生じさせるやり方は、結局、軍備競争に拍車をかけることになるのが経験的に知られたことである。核保有大国は、その責任の上に、核廃絶の政治的決断を図る以外に現状の危機を脱出する途がないことを認識すべきである。

(2013年7月6日)

事務局だより

- ◎ 参議院選では自民党が大勝し、改憲派も勢力をましています。原発再稼働の動きも加速されそうで、今後増々、9条の会の運動が重要になるでしょう。
- ◎ ニュースの原稿を募集しています。1000~1500字程度でお願いします。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 830名

2013年6月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いします。

<http://peace.arrow.jp/tsc/>
にアクセスして下さい。